

ボランティア活動費助成事業交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、軽井沢町社会福祉協議会（以下「社協」という。）の登録ボランティア団体の中から、地域福祉等推進のためのボランティア活動を継続的に行う団体に対し、その団体の行う経常的活動等に要する経費を予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象活動)

第2条 次の項目のいずれかに該当している団体活動

- (1) ボランティア・地域活動のための学習会・研修会および催事
- (2) 地域住民への生活支援や交流活動
- (3) 地域おこしや文化活動
- (4) 環境保全に関わる活動
- (5) その他、会長が必要と認めた活動

(交付対象)

第3条 次の項目を全て満たしている団体

- (1) 主に軽井沢町内で継続的にボランティア活動を行う団体
- (2) 社協の登録ボランティア団体
- (3) 対象活動を当該事業年度から1年以上継続することが見込まれる団体
- (4) 当該助成金以外に、会費・他団体からの助成金・事業収入（実費弁償費を含む）・寄付金収入をもって活動に係る経費に充当している団体
- (5) 事業予算が該当助成金額を超えていること
- (6) 宗教団体、政治団体、営利団体でないこと

(助成金)

第4条 1 団体3万円を限度とし、事業年度に交付すべき助成金の総額が本助成事業の予算総額を超えた場合は、一定の割合で減額することがある。

なお、減額に関しては、社協会長（以下「会長」という。）が定める。

2 同一団体への助成は、同一年度につき1回限りとする。

(助成対象経費一覧)

第5条 当該助成金は、グループ・団体の行う活動に対して助成するものであるため、【別表一】のとおり対象経費を定めるものとする

(助成対象外経費一覧)

第6条 助成対象外経費は、【別表二】のとおり定めるものとする

(申請から決定の手続き)

第7条 申請から決定の手続きは以下のように行う。

- (1) 助成を受けようとする団体は、ボランティア活動費助成事業申請書(様式第1号)を会長へ提出する
- (2) 提出された申請書の受理後、ボランティアセンター運営委員及び社協事務局員で構成されたメンバーの審議を経て、会長が助成金の交付を決定する
- (3) 会長は、交付が決定された団体に対して、交付決定通知書により通知する

(請求書)

第8条 交付決定のあった団体は、会長へボランティア活動助成事業請求書(様式第2号)を提出する。

(活動実績報告)

第9条 実績の報告は、ボランティア活動助成事業実績報告書(様式3号)により、事業終了後30日以内とし、なおかつ、当該年度3月31日までに会長に提出する。

(返金)

第10条 活動が何らかの理由でできなかった団体については、全額返金とする。また、決定し交付された助成金額に活動費が満たない場合は、差額分を当該年度内に速やかに返金する。

附則

- ・この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- ・この要綱は、平成16年4月23日から施行する。
- ・この要綱は、平成21年5月1日から施行する。
- ・この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- ・この要綱は、平成29年5月1日から施行する。
- ・この要綱は、平成30年7月1日から施行する。
- ・この要綱は、令和4年4月1日から施行する。